

17—01 P U D T

書類の送達

1. 送達する書類は、特許法、特許法施行令及び特許法施行規則に定められている書類のほか、当該書類を送付して送達を受けるべき者に手続上の権利・義務を生じさせる書類及び当該書類を送付して通知を受けるべき者に弁明若しくは意見を述べる機会を与える書類であり、特別の定めがあるときを除き、当該書類の謄本又は副本とする（特 § 189、実 § 55②、意 § 68⑤、商 § 77⑤、特施規 § 16①、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①、民訴規 § 40）。
2. 審決、決定及び判定の謄本の当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否された者、特許（商標登録）異議申立人に対する送達は特別送達によって行う（特 § 190、実 § 55②、意 § 68⑤、商 § 77⑤、民訴 § 99、郵便法 § 49）。
3. ただし、特許（商標登録）異議の申立てについての決定、当事者系審判事件の審決について、審判課長が、当事者及び参加人等に特別の事情（訴訟事件に関し審決の謄本が早急に必要な場合など）があると認め、かつ、発送の段階にある場合は、当事者及び参加人等が審判課に出頭したときに限り、審判書記官は、前記決定、審決の謄本を当事者及び参加人等に対し交付して送達を行うことができる。
4. また、補充送達（特 § 190→民訴 § 106②）がされたときは、特許庁長官の指定する職員又は審判書記官は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない（特施規 § 16③、実施規 § 23①、意施規 § 19①、商施規 § 22①）。

(改訂H27.2)